

令和8年度愛媛県 I T人材獲得支援事業費補助金 Q & A

1 補助金の対象となる I T人材とは、どのような人材を指すのか。

愛媛県外在住の者で、国内人材にあっては、I T企業又は一般事業会社の情報システム部門において I T関連業務に1年以上従事した経験を有する I Tエンジニアをいいます。外国人材にあっては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の上覧の技術・人文知識・国際業務の在留資格をもって在留する I Tエンジニアをいいます。（ただし、国内人材及び外国人材のいずれにおいても、就業に際し、県内に移住するとともに県内の事業者において勤務する者に限る）

申請時に提出いただく雇用契約書や履歴書等から、従事予定業務や専門分野等も確認させていただきます。

2 どのような経費が補助金の対象となるのか。

人材紹介事業者に支払う紹介手数料及び企業が負担する人材受入れにかかる経費が対象となります。

「企業が負担する人材受入れに係る経費」とは、主に以下の経費が該当します。

- ① 来県に係る経費（例：旅費交通費 など）
- ② 住居等確保に係る経費（例：引越し費用 など）

家財・物品の購入や、毎月の継続的な費用等は原則対象外となります。

3 申請時には、どのような書類の提出が必要となるのか。

様式第1号（別紙1～4含む）に加え、次の書類の提出をお願いします。

- 3か月以内に発行された申請者の納税証明書（県税に未納がないことを証明する書類）
- 会社概要（パンフレットなど会社の活動の概要が分かるもの）
- 人材紹介事業者等に申請者が申込みをしたことを証する書類（契約書、申込書等の写し）
- I T人材との雇用契約を証する書類（契約書等の写し）
- I T人材の履歴書及び職務経歴書
- 【外国人材の場合】国内で就労可能な在留資格を有することが確認できる書類

（在留カード、パスポート、就労資格証明書、在留資格認定証明書等の写し）

※「在留資格認定証明書」が申請中である場合は、以下のいずれかをご提出ください。

- ・「在留資格認定証明書交付申請書」の写し
- ・「申請受付番号が記載された受付完了メール」の写し（オンライン申請の場合のみ）

いずれの場合も、認定後、実績報告書に、「国内で就労可能な在留資格を有することが確認できる書類」を添えてご提出をお願いします。

その他、ご不明な点ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

公益財団法人えひめ産業振興財団 経営支援課 担当：澤田

TEL：089-960-1112（直通）

E-Mail：r-sawada@ehime-iinet.or.jp